時事新報代金の早達便

本社は時事新報代金送達の便を謀り內國通運會社と特約を結びたるに就き左記の地方より御拂入れの新報代金は同會社の貨幣早達便に御依托相成候得ば特別に左表の運賃より二割を引き且つ無配達賃にて送達可致候

現行の郵便小爲替法にては三圓以下の金員を送達するに爲替料三錢郵劵料二錢、書留料六錢都合十一錢を要する事なれ共今此の貨幣早達便に依れば五圓以下は只四錢の運賃のミにて送達し若し送金通知書を發する場合には右の運賃に指書一葉の代金一錢を加へ悉皆の費用五錢にて事足るべきに付新報代價の拂入には最も便利なる法と存候

時事新報社

內國通運會社貨幣早達便取扱箇所

（追々箇所增設の筈）

東京	佐內町
山城	京都
攝津	大坂
尾張	名古屋
同	熱田
三河	岡崎
遠江	掛川
同	袋井
駿河	靜岡
甲斐	甲府
伊豆	三嶋
相模	藤澤
相模	小田原
武藏	橫濱
同	熊ヶ谷
上總	千葉
常陸	水戶
近江	大津
美濃	岐阜
同	大垣
信濃	長野
同	上田
上野	高崎
同	前橋
上野	沼田
下野	宇都宮
同	栃木
同	足利
磐城	白河
岩代	福嶋
同	須賀川
同	若松
同	郡山
陸前	仙臺
陸中	盛岡
陸奥	靑森
羽前	山形
羽後	秋田
越前	敦賀
加賀	金澤
越後	新潟
同	直江津
備前	岡山
長門	赤間關
讃岐	丸龜
筑前	博多
渡嶋	函館
石狩	札幌

內國通運會社貨幣早達便運賃表

（時事新報代金は此表より二割引を以て送達すべし）

屆金高	遠近に拘らず運賃金
五圓未滿	五錢
同　十圓迄	同　七錢
同　十五圓迄	同　十錢
同　二十圓迄	同　十三錢
同　廿五圓迄	同　十六錢
同　五十圓迄	同　二十錢

又此早達便に托したる金圓不着の節は內國通運會社之を辨償して送出人に損毛を掛けざる定めなり

時事新報

朝鮮の獨立（昨日の續）

次に支那政府の朝鮮に對する政略を尋るに相變らず宗國君父の權を名とし袁世凱を留めて內外の政治を監督せしむるは其意を得ざる所にして特に怪しむ可きは袁氏の地位は支那政府の公使なるか或は李鴻章の代理なるか極めて曖昧なる一事なり先に李鴻章は或る外國公使の問に答へ袁氏の地位は別に名のあるべき職掌あらざれども洋文に翻譯すればレヂデント（駐在官）なりと答へたるよし其他漢字新聞の之を欽差と唱へ洋字新聞のエンヴォイ（Envoy）と稱するは袁氏を以て純然たる外交官と認めたるやうなれども朝鮮に對する百事の舉動を見れば大に然らずして單に內外百般の事に喙を容るゝのみならず一步を進め朝鮮國王は支那に對して臣禮を取らざるが故に斷然獨立の事を行ひ朝鮮をして屬國たるの實を表せしめざる可らずと主唱し偏に朝鮮政府の人に結び陰謀を運らしたる取沙汰もありしほどなり袁氏が實際に斯る企を爲したるや否は事實の明瞭ならずと雖も朝鮮國王の顧問デンニー氏の朝鮮獨立論には公然袁氏の舉動を非難して少しも憚る所あらずデンニ氏の獨立論は過日來の新聞紙上にも記しゝる如く朝鮮は支那の屬國ならず既に西洋諸國と對等の約を結び歐米諸國よりも公使を派し又朝鮮よりも既に外交員を派したる以上は是れ全く其獨立を表したる者にして支那との關係より言ふも朝鮮は古來決して臣禮を執りたることなし然るに袁世凱が京城に在りて百般の政治に干涉し[illegible]へ國王を廢して朝鮮を支那の版圖內に入れしむ可しと主張するは朝鮮獨立を妨ぐる次第にして不都合なり[illegible]は支那[illegible]を召還せしむ可しと[illegible]は其元來[illegible]久く天津上海の[illegible]め[illegible]氏の[illegible]と爲りしの朝鮮に雇はれたるも李氏の周旋にして是より先き李氏はモルレンドルフを朝鮮に紹介し、モルレンドルフ去るに及びて更にメルリス氏を周旋したれどもメルリス氏辭するに及んで其後任に撰まれたるは今のデンニー氏なれば朝鮮に來るの初め必ず李氏の命を受けたる所あらん然るに袁氏デンニー氏の間に軋轢起りて今日殆んど讎敵の思ひを爲すとは吾輩の解せざる所にして特にデンニー氏の位地に就ては支那諸新聞紙の評論も一ならず或はデン氏は朝鮮王に加擔して支那に裏切したれば李は大に怒り朝鮮王に勸むるに罷職の事を以てしたりと云ふの說あれどもデン氏の言に據れば氏の支那に對する實意は毫も昔日に異ならず李鴻章との交情も亦至て親密なれども袁世凱の朝鮮政府に對し傲慢無禮なるは支那朝鮮兩國の交情を妨げ竟に朝鮮をして露國に結ぶの端を開かしむる者あるが故に余は支那の爲めに又朝鮮の爲めに袁氏に抗すと言へり其言の信僞如何は詳にする能はざれども天津に於て李氏の機關なりと聞えたる支那タイムスの如きも袁氏の行爲を責め早く之を召還し更に外交の事務に通して才力ある高官一人を派してこれに代らしめ朝鮮國王との交情を結ぶに非ざれば恐る可き禍を釀す可しと明言したり又十一月十七日の同新聞は袁デン兩氏の不和に付き其事實を報して曰く朝鮮國王がデンニー氏の諫に從ひ袁氏の召還を李鴻章に要求したるは一月以前の事にして李氏が若し其希望を納れざるに於ては更に支那皇帝に上書し朝鮮政府は飽まで袁氏に對し外交上の交誼を全ふするを好まざるの意を明にす可しと陳べるに李氏はその求に應じ袁世凱を召還すると與に朝鮮は顧問デンニーの職を止めて本國に歸らしむ可しと答へたりと朝鮮國王が李氏の勸に從ひデンニー氏を解雇するや否は容易に知る能はざれども支那タイムスの論する所は袁世凱を長く朝鮮に駐在せしむるときは袁氏と國王との不和益々回復の途を失ひ朝鮮に對する支那の關係は益々危急に迫るべし夫迚袁氏を召還する能はずとすれば其極は朝鮮國王を廢して大院君を立るの外に兩國の關係を滿足あらしむる手段なかる可し然れども是れも漠然たる希望なれば早く調和を爲すの策は袁氏を召還す可しと云ふものあり即ち我輩日本人の所見に於ても異議なき所にして袁氏が頻りに朝鮮の內政外交に干涉し又獨立の事に喙を容るが如きは容易ならざる次第にして支那の爲めに謀るも早く之を召還するこそ上策なる可ければ支那タイムスの意見をして李氏の政略を動かすに足らしめんこと我輩の希望なれども獨り不服なるはタイムスの論旨に朝鮮をして支那に服從せしむるは必要大切なるが故に毫も其政略を忽に爲す可らず故に對韓政略を一變し恩威兼施に長したる高貴の官を撰みこれを同國に派して百事の監督に當らしむべしと云ふの一義なり元來朝鮮は純然たる獨立の國にしてこれを唱ふる者は獨り日本のみならず米英獨諸國孰れも對等の約を結び互に其主權を認むるの際に在りて獨り支那政府が當時の筆法を株守し隣の一王國を目して所屬なりと主張するは東洋の不幸を釀す原因たるのみならず支那の爲めに計りても未得策なるべしと我輩は信ずる者なり（未完）

官報

○元老院[illegible]受付の[illegible]　と題して去る六日の本欄に揭げたる[illegible]十三は二十三の誤りありしを昨日の官報に更正したり

○宮內省第一號

明治十九年二月十五日宮內省

后宮亮皇后宮亮官等俸給左表

明治廿二年一月七日　宮

事勤

皇太后宮亮

皇后宮亮

奏任	上	中	下
一	二千四百	二千二百	二千

○處務細則制定　香川縣に於

部に庶務課、文書課、農商課、

事務課、監獄課、衛生課、會計課

安課、主計課、收稅部に賦稅課

課を置けり

○縣廳舍位置　香川縣廳舍は

たり

雜報

○橫濱貿易組　と題して一昨

一項は事實相違の由に付取消

○奈良縣民の騷動　と題し去

たる項中和歌山縣伊都郡橋本

一方ならぬ騷動なりし云々と

應援を乞ひたる事なしと奈良

れば右誤謬の廉を更正す

○暹羅駐在英國公使の轉任　暹

アーネスト　サトー氏は故ウイ

の後を襲いて南米ウールガワイ

ヴヰデオの英國駐在長官に轉任

千八百六十一年英國外務省の命

て我東京に來り間もなくして

六年在東京英國公使館附の二等

四年盤谷府駐在の英國總領事に

等せし人にして東洋の事情に通

は氏が遠く南米に赴任するを惜

○レヤーマン氏の意見　昨年十

ーマン氏は合衆國と英領加奈陀

當時米國人民は撲擊の支度に忙

暇なき有樣なりしかば從てレヤ

傾くる者少かりしが過日の本新

米國の諸政治家中にはシャーマ

もの次第に增加し又加奈陀の有

國の合併は到底避く可からずと

ヤーマン氏は此程サン新聞記者

る意見を述べて云へる樣余は北

北米、加奈陀兩國の人民が從來

確信するなり抑も百年以來兩國

以は漁業問題の未定なると加奈

品物を自由に運送するの權利に

あれば今や兩國人民の和親を計

の境界を廢するに若くはなし

貿上の關係に不都合を生ずるあ

考にては兩國の合併は貿易上政

兩國人民若し余の意見に從ひ合

紛議も起らざる可く進步の

らず兩國交際上の[illegible]なく

つべし目下余の說に左袒する

トバ及び北西地方の民之を歡

諸州の人民之に反對するのミ云

[illegible]塔ノ澤　福住　喜平治

女子敬愛學校生徒募集

本校ハ[illegible]

有限責任　東京染